

外国投資家から投資を 受ける上での留意点について

2024年1月
経済産業省
国際投資管理室

（１）対内直接投資管理制度の必要性

（２）対内直接投資管理制度の概要

（３）対内直接投資の審査及びリスクへの対処

（４）今後の対応の方向性

（５）事前届出制度に係る動向

なぜ対内直接投資管理制度が必要か？

【答え】 対内直接投資は優れた技術やノウハウをもたらし、我が国経済の成長に資するもの。そうした投資活動の自由を確保しながらも、**国の安全等で問題となる場合に対処**するためには投資管理制度が必要。



上記の**問題となる投資に関与**すると、以下のような弊害を被る可能性がある。

外為法上

- ✓ 計画していた**投資が行われなくなってしまう**おそれ



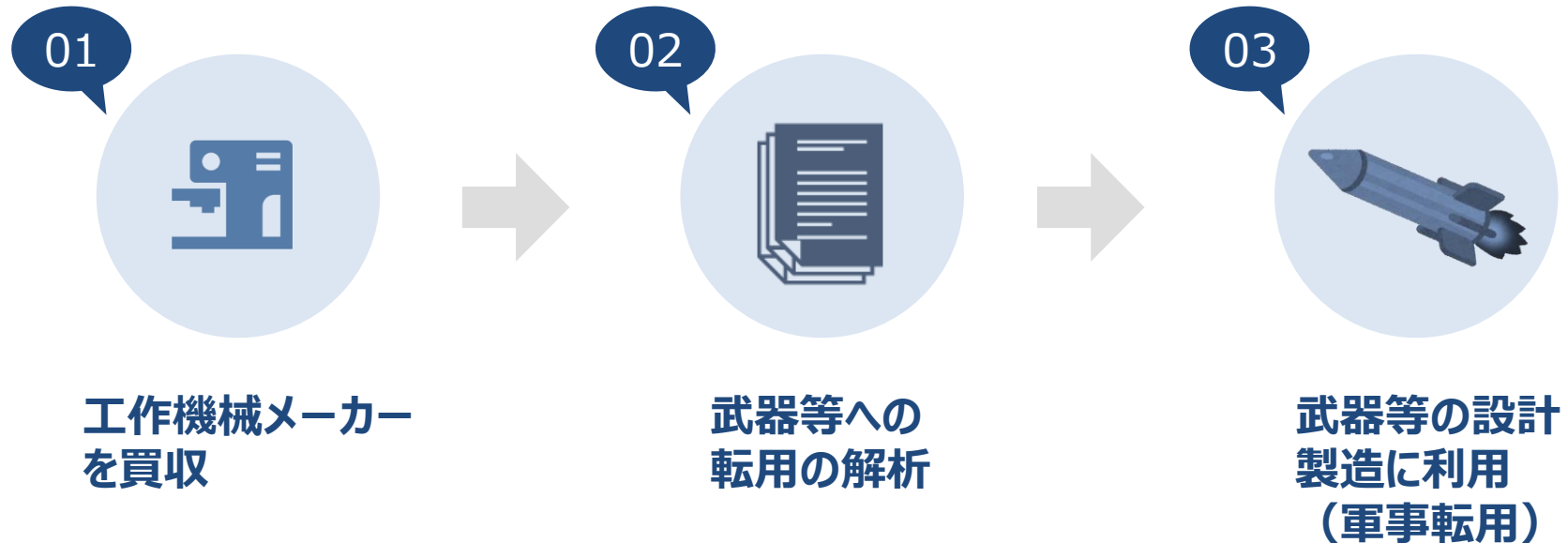
経済安保上

- ✓ 企業の**レピュテーションリスク**（悪い噂、評判）
- ✓ **企業価値の毀損**のおそれ（株価低下など）
- ✓ **他社から取引が打ち切られる**おそれ

こういった投資が問題となるのか？

想定事例①（技術の軍事転用）

- A国が、軍事転用が可能な機械部品を製造する日本の工作機械メーカーB社を買収し、B社の有する機械部品の設計製造技術がA国に流出した。A国は当該技術を用いて武器等の設計製造に利用し、その結果、日本の安全保障への懸念が増した。



こういった投資が問題となるのか？

想定事例②（供給の途絶）

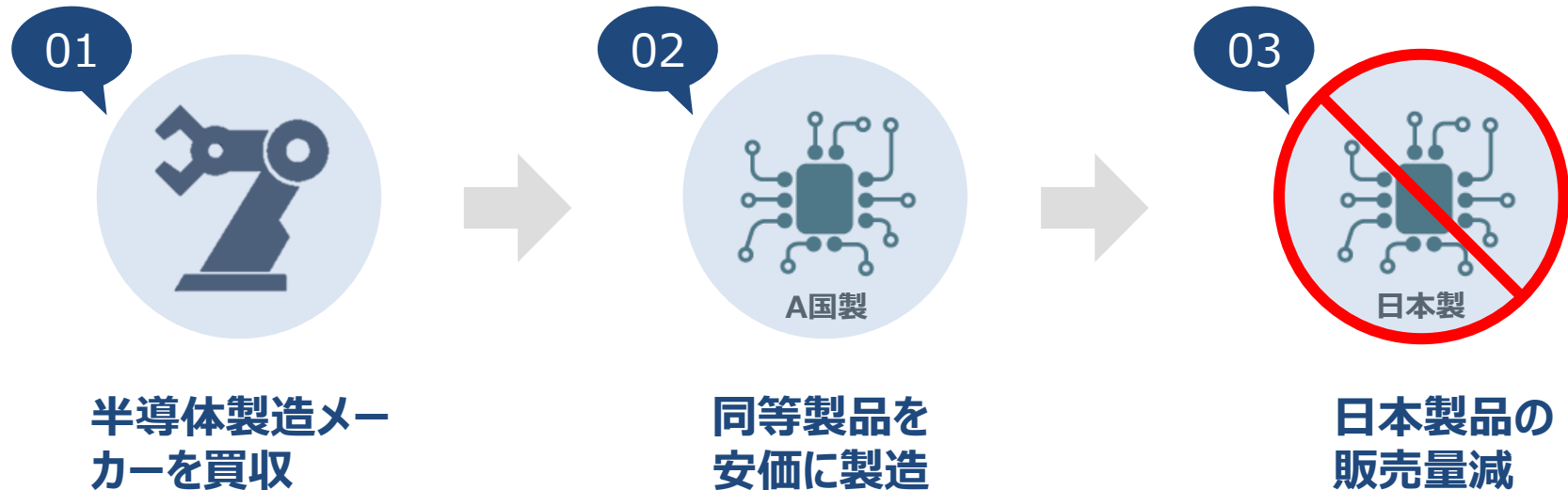
- A国のファンドが防衛装備品を製造している日本のB社を買収。A国のファンドはA国政府の支配下であり、卸先を日本国内ではなく、A国への優先供給に切替え、国内への供給が絶たれた。代替品調達に難航し、防衛装備品を国内需要先に卸すことが出来ず、日本の防衛力が低下した。



どういった投資が問題となるのか？

想定事例③（基盤技術の流出）

- 日本の技術窃取を狙っているA国企業が、日本の製造業の基盤となる半導体製造技術を保有するB社に出資を行い、日本が優位性を持つ半導体製造技術の一部を取得。A国では当該技術を使って、同等製品を安価に製造可能となり、日本の製品が売れなくなった。そのため、日本の半導体産業が衰退し、A国からの輸入に依存するようになった。



(参考) 経済安保上、問題となり得る取引の例

想定事例① (人材の流出)

- A国の人工知能（AI）を研究するB社が日本に研究拠点として子会社を設立。当該子会社の社長にはAIの先端研究の実績がある日本企業C社の技術部長であったD氏を就任させ、D氏はかつての人脈を利用し、C社の重要な技術者（E氏等）を引き抜き、AI技術をB社に提供。そのため、C社の技術競争力が失われ、B社やA国の技術競争力が高まった。



(参考) 経済安保上、問題となり得る取引の例

想定事例②（個人情報等の流出）

- A国の監視カメラメーカーが日本に営業拠点として子会社を設立。設置された監視カメラから映像データを手入・解析し、政府要人や企業幹部も含めて多くの個人の認証情報や行動情報がA国に漏れた。これらの情報がA国の諜報活動や解析活動に利用されることになった。



(1) 対内直接投資管理制度の必要性

(2) 対内直接投資管理制度の概要

(3) 対内直接投資の審査及びリスクへの対処

(4) 今後の対応の方向性

(5) 事前届出制度に係る動向

対内直接投資管理制度の概要

<事前届出>

- ①外国投資家が、②指定業種を営む日本企業に、③株式取得等を行う場合、投資実行前に事前審査（30日間以内）を義務づけている。
- 国の安全等に問題がある場合は中止等の命令。
- 事前届出せずに投資実行した場合や措置命令に従わない場合等に対しては罰則。
- なお、経営非関与など一定の基準の遵守を前提に、事前届出を免除する制度あり（事前届出免除制度）。

<事後報告>

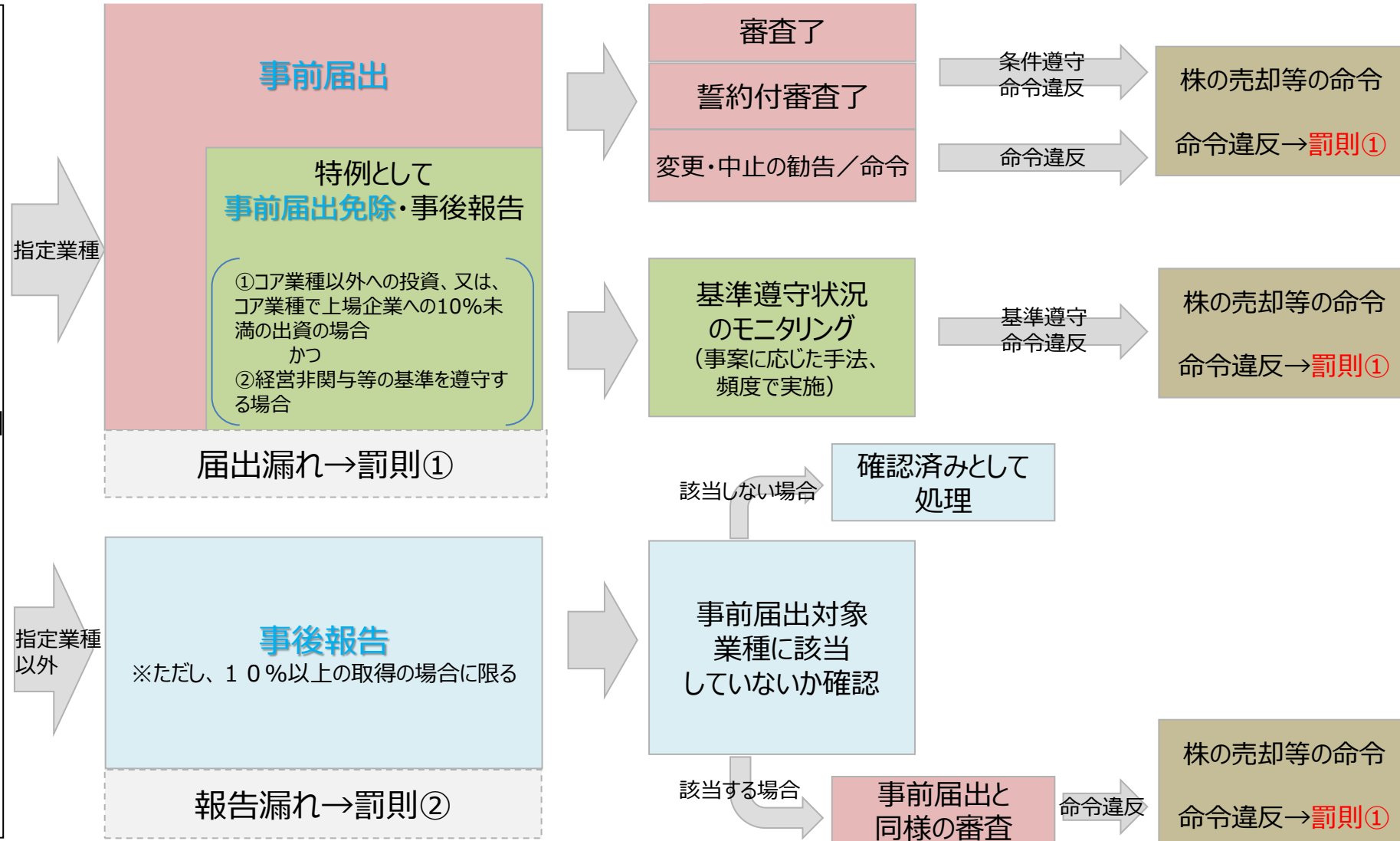
- 指定業種以外を営む企業に対する一定の対内直接投資は、投資を行った後に事後の報告が求められる。

日本の審査プロセスの全体像

求められる手続

審査・モニタリング

行政措置・罰則



罰則①：3年以下の懲役 and/or 100万円以下の罰金（但し、投資額の3倍が100万円を超える場合は投資額の3倍以下とする）

罰則②：半年以下の懲役 or 50万円以下の罰金

対内直接投資管理にかかる業種の分類

事前届出対象

コア業種

国の安全等を損なうおそれ大きい業種

- ◆ 武器・航空機・宇宙・原子力
- ◆ 原油・天然ガス鉱業、石油精製業
- ◆ レアアース
- ◆ 医薬品・高度医療機器
- ◆ 軍事転用可能な汎用貨物の製造業
- ◆ 特定重要物資関連の製造業 など

コア業種以外

国の安全等を損なうおそれがある業種

- ◆ 農林水産業
- ◆ 皮革・皮革製造業
- ◆ 燃料小売業
- ◆ 警備業
- ◆ 放送事業 など

※コア業種・コア業種以外の双方に該当する業種あり。

- ◆ 飲食業、食料品製造業
- ◆ 卸売業、小売業
- ◆ 美容業、理容業
- ◆ 出版業
- ◆ 建設業 など

事後報告対象

事前届出免除制度①（制度概要）

- 事前届出免除制度とは、一定の基準の遵守（免除基準遵守）を前提として、株式等の取得時における事前届出を免除し、事後の報告で足りるとする制度。
- 国の安全等を損なうおそれの大きい「コア業種」については、免除制度を利用できる範囲が制限されるとともに、遵守すべき基準が追加される。

コア業種以外

国の安全等を損なうおそれがある業種

- ◆ 農林水産業
- ◆ 皮革・皮革製造業
- ◆ 燃料小売業
- ◆ 倉庫業（石油備蓄業に限る）
- ◆ 放送事業 など

遵守すべき免除基準

- ① 自ら又は密接関係者は役員に就任しない
- ② 指定業種の事業譲渡等を株主総会に自ら提案をしない
- ③ 指定業種に係る非公開技術関連情報にアクセスしない

コア業種

国の安全等を損なうおそれが大きい業種

- ◆ 武器・航空機・宇宙・原子力
- ◆ 原油・天然ガス鉱業、石油精製業
- ◆ レアアース
- ◆ 医薬品・高度医療機器
- ◆ 軍事転用可能な汎用貨物の製造業
- ◆ 特定重要物資関連の製造業 など

遵守すべき免除基準

左記の①～③の基準

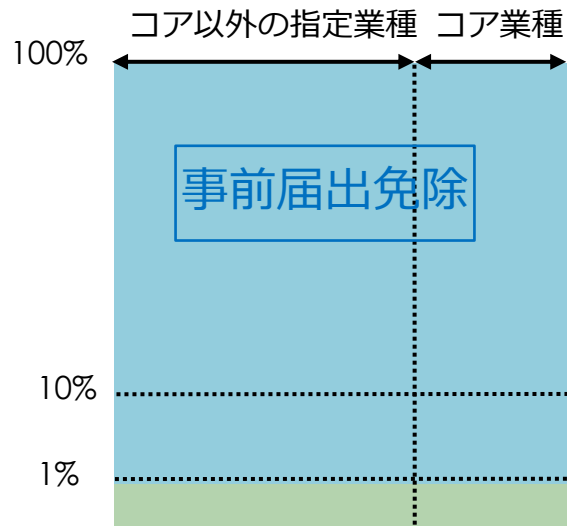
- ＋
- ④ 重要な意思決定権限を有する委員会等へ参加しない
 - ⑤ 取締役会等に期限を付して書面で提案を行わない

事前届出免除制度②（利用範囲・適用基準）

上場企業

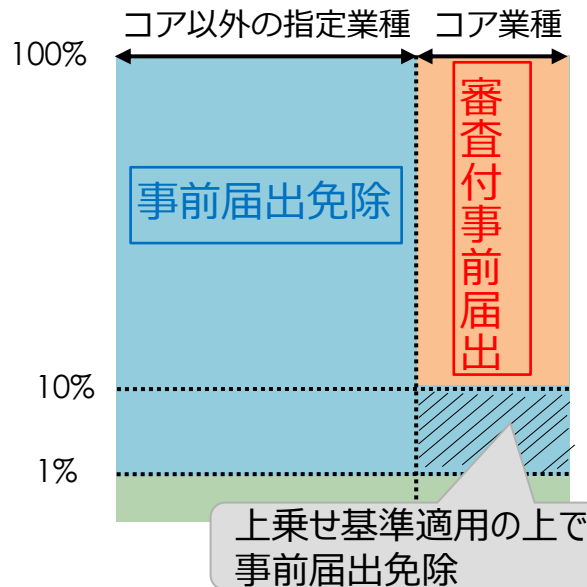
包括免除

外国金融機関



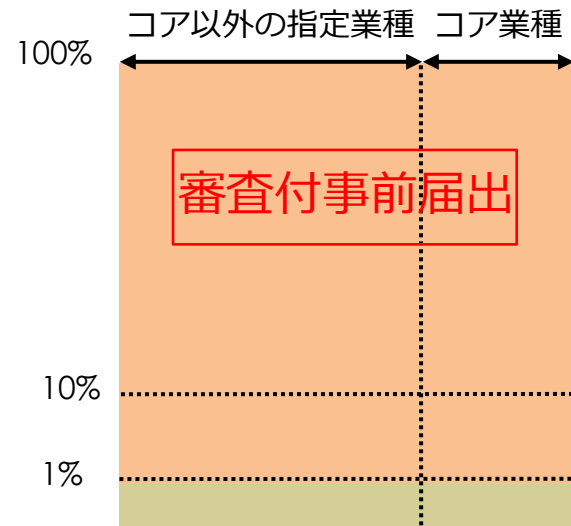
一般免除

一般投資家 認証を受けたSWF等

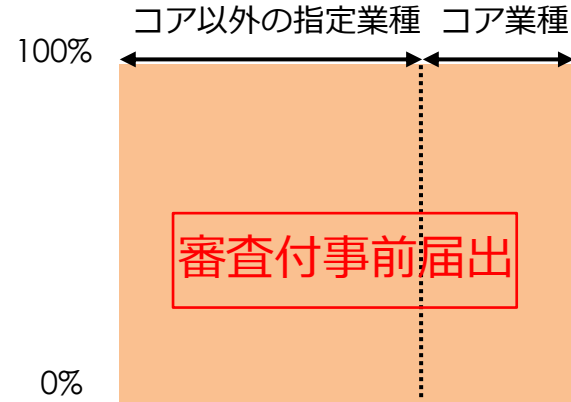
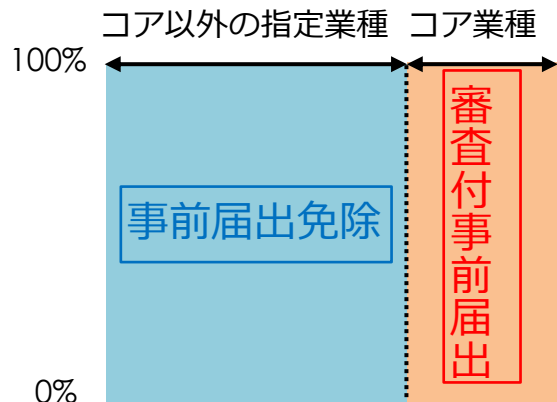
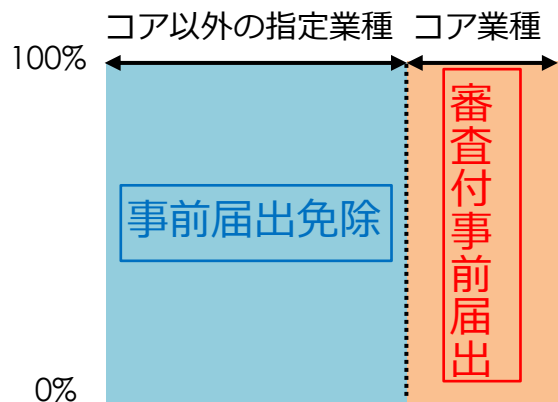


免除利用不可

外為法違反で処分を受けた者 国有企業等（認証を受けたSWF等を除く）

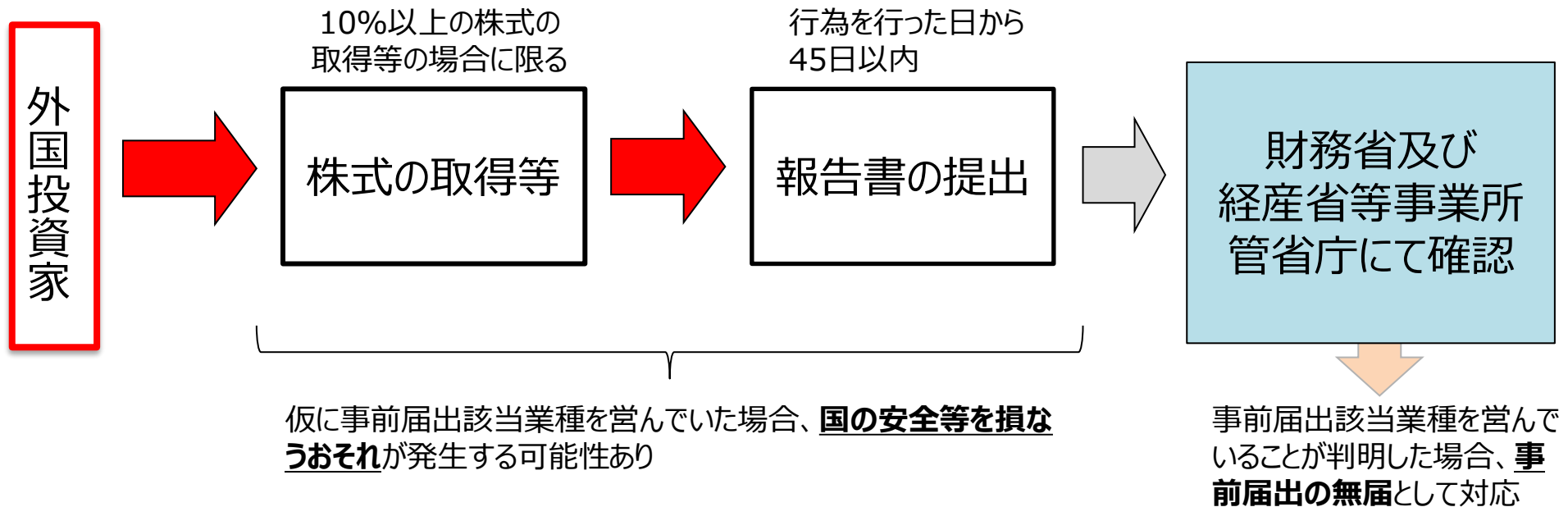


非上場企業 ※ 1株の取得から対象



通常事後報告

- 外国投資家による対内直接投資等のうち、**事前届出該当業種以外の業種に該当**する場合、当該外国投資家には投資等の行為を行った日から45日以内に、事後の報告（**通常事後報告**）をすることが求められる。



- (1) 対内直接投資管理制度の必要性
- (2) 対内直接投資管理制度の概要
- (3) 対内直接投資の審査及びリスクへの対処**
- (4) 今後の対応の方向性
- (5) 事前届出制度に係る動向

対内直接投資の審査に際して考慮する要素①※ (投資先企業の事業内容に関して)

- ✓ 国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護に係る産業の生産基盤及び当該産業の有する技術基盤の維持に与える影響の程度
- ✓ 国の安全の確保、公の秩序の維持若しくは公衆の安全の保護に係る技術若しくは情報が流出する、又はこれらの目的に反して利用される可能性
- ✓ 国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護のために必要な財又はサービスの平時及び有事における、①供給の条件、②安定的な供給、又は③供給される財若しくはサービスの質に与える影響の程度

対内直接投資の審査に際して考慮する要素②※ (外国投資家の属性に関して)

- ✓ 当該外国投資家等の資本構成、実質的支配者、取引関係その他の属性並びに投資に係る計画及び過去の行動・実績（外国政府等による直接的又は間接的な影響の程度を含む。）
- ✓ 当該外国投資家等が服する条約、法令その他の規範が、国の安全の確保、公の秩序の維持、公衆の安全の保護又は我が国経済の円滑な運営（以下「国の安全等の確保」という。）に与える影響の程度
- ✓ 当該外国投資家等の外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）又は同法に相当する外国の法令の遵守状況

対内直接投資の審査に際して考慮する要素③※ (投資・関与の内容に関して)

- ✓ 当該外国投資家等が既に取得している、又は取得しようとしている株式、持分、議決権、出資証券若しくは社債の数・割合や金額、金銭の貸付けを行う場合の貸付けの累計額や条件が、発行会社・貸付け先の会社に与える影響の程度（当該外国投資家及び合算対象となる関係者が取得し又は運用することとなる株式の数・割合、保有又は行使・指図することとなる議決権の数・割合を含む。）
- ✓ 当該外国投資家が、① 発行会社等の取締役若しくは監査役に就任し、又は自らの密接関係者を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させること、② 指定業種に属する事業の譲渡・廃止に係る議案を発行会社の株主総会に提案すること、又は③ 秘密技術関連情報を取得し若しくは開示を提案し、又は秘密技術関連情報の管理に関する発行会社等の社内規則等の変更を提案することを行う可能性及び当該行為が行われた場合の国の安全等の確保に与える影響の程度

国の安全等の懸念がある投資への対処方法（誓約付審査了）

- 審査の結果、国の安全等の懸念がある投資に対しては、**一定の事項を外国投資家が遵守**する旨を誓約し、当該誓約の内容も踏まえて審査を了とする場合もある。
- 例えば、国の安全等の懸念に対処するための誓約としては以下考えられる。

(A) 防衛関連部品などの供給途絶のリスクがある場合に対する誓約の例

⇒ **株主総会において、事業の譲渡や廃止など供給途絶に繋がる提案をしないこと**

(B) 技術・データの流出のリスクがある場合に対する誓約の例

⇒ **秘密情報にアクセスしないこと**

(C) 外国政府関与のリスクがある場合に対する誓約の例

⇒ **外国政府等の影響を排除すること**

国の安全等の懸念や違反事例への対処方法（モニタリング）

- 事前届出案件への審査に加えて、国の安全等の懸念への対処や無届事案など違反事例の把握のため、各種のモニタリングを必要に応じて実施している。

モニタリング対象の例

事前届出
(誓約付審査了)

事前届出免除

事後報告

モニタリング内容の例

✓ 誓約を遵守しているか否かを確認する

✓ 免除基準事項について、遵守しているか否かを確認する

✓ 報告内容から業種や事業内容を確認し、事前届出対象となる事案でないか、国の安全等に問題がないかを確認する

国の安全等の懸念や違反事例への対処方法（インフォースメント）

- 国の安全等の問題のある投資や違反事例について、必要かつ十分な措置を講じ、懸念事項を払拭している。

対処するケース

- ✓ 疑義等がある投資や違反事案があり、事案の詳細を調査する必要がある場合
- ✓ 国の安全等に問題がある投資
- ✓ 上記の勧告・命令に従わない場合やその他違反事例に該当する場合

取り得る措置の例

調査
(報告徴求・立入検査)

勧告・命令
(投資の中止・変更、株式売却等)

罰則※
(懲役・罰金)

※罰則（事前届出関連）：3年以下の懲役 and/or 100万円以下の罰金（但し、投資額の3倍が100万円を超える場合は投資額の3倍以下とする）
罰則（事後報告関連）：半年以下の懲役 or 50万円以下の罰金

- (1) 対内直接投資管理制度の必要性
- (2) 対内直接投資管理制度の概要
- (3) 対内直接投資の審査及びリスクへの対処
- (4) 今後の対応の方向性**
- (5) 事前届出制度に係る動向

政府の方針

経済財政運営と改革の基本方針2023

(2023年6月16日 閣議決定)

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応 1. 国際環境変化への対応
(2) 経済安全保障政策の推進 より抜粋

アウトリーチ活動や周知チラシ配布により情報提供を呼びかけ

「…外為法上の投資審査について、**地方支分部局も含めた情報収集・分析・モニタリング**等の強化を図るとともに、**指定業種の在り方について、引き続き検討を行う。**」

国内外の情勢を踏まえ、不断に見直しを検討、実施

国家安全保障戦略

(2022年12月16日 閣議決定)

VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ 2. 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策
(5) 自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進 より抜粋

「…経済安全保障政策を進めるための体制を強化し、以下を含む措置に取り組む。なお、**取り組んでいく措置は不断に検討・見直し**を行い、…安全保障上の観点から政府一体となって必要な取組を行う。
オ …**投資審査**や輸出管理の**更なる強化**、…等について具体的な検討を進める。」

投資管理に関するアウトリーチ

<目 的>

- ✓ 地方局を基点とした、国の安全等に係る懸念になりえる投資行為などの情報収集の拡大
- ✓ 地方の中小企業を対象とした制度や懸念情報の周知

<具体的な対応>

- ✓ 投資管理制度に関する説明会（2023年1～12月は、合計35回実施、約1,800名が参加）
- ✓ 個別相談 など

<今後の活動>

商工会、商工会議所、各種支援機関等、対象を拡大しつつ、制度所管の財務省／財務局とも連携しつつ、アウトリーチ活動に引き続き注力

(参考) 広報チラシを通じた情報収集

外国から投資を受ける前にご相談下さい



以下の事業を行っていただければ外為法に基づく事前審査の対象※となり、問題があれば、**投資の変更・中止**が求められる場合があります。ご不明な点がございましたら事前にご相談ください。

※外為法に基づく事前審査が必要な主な事業内容

製造業：武器、航空機、宇宙開発、原子力関連、軍事転用可能な汎用品（例：弾道ミサイルに使われる可能性があるロケットの部品）、高度医療機器、情報処理関連の機器・部品、皮革製品 等

その他：電力、ガス、石油、ソフトウェア、情報サービス 等

<外為法で問題となる投資事例>

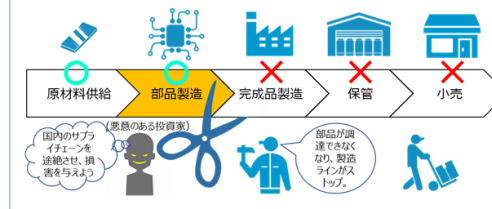
■ 技術の国外流出に繋がりにくい場合

- ✓ 悪意のある投資家が、日本企業を買収することにより、当該企業が保有する重要技術が国外に流出する恐れがある。



■ サプライチェーン途絶に繋がりにくい場合

- ✓ 悪意のある投資家が日本企業を買収し、意図的に生産を止めることになれば、関連産業全体のサプライチェーンが停止する恐れがある。



投資の変更・中止が求められる可能性あり

□ 問合せ・相談先

●●経済産業局●●部●●課

XX-XXXX-XXXX（代）／XX-XXXX-XXXX（直）／XXX-XXX@meti.go.jp

経済産業省 貿易経済協力局 国際投資管理室

03-3501-1511（代）／03-3501-1774（直）／bzl-toushi-kanri-jt@meti.go.jp

※外為法制度一般に関するお問い合わせは、財務省又は日本銀行までお願い致します。

指定業種の見直しの動き

- 国の安全等の観点から、事業環境を巡る状況や国内外の情勢にも十分に注意しつつ、指定業種についての不断の見直しを検討・実施する。

＜最近の業種追加の動き＞

2019年8月 サイバーセキュリティに関連する業種の追加

2020年6月 医薬品・医療機器に関連する業種の追加

2021年10月 重要金属鉱物資源等（レアアース等）に関連する業種の追加

2023年4月 サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、特定重要物資に関係する業種等を追加。

経済安保推進法を踏まえた動き（2022～23年）

- 2022年12月、安定供給確保への「支援」を目的に経済安保推進法上の「特定重要物資」が指定されたことを受けて、特定重要物資に関連する業種を国の安全等の懸念がある外国投資から「守る」べく、外為法の指定業種に追加（※1）。その他、現下の情勢から、必要性の高い業種（3Dプリンタ製造業とドローン製造業）について、追加・明確化を実施（※2）。
- 追加された指定業種は、2023年4月24日公布（大臣告示）、5月24日完全施行。

経産省所管の特定重要物資（経済安保推進法（政令））	外為法の事前審査の対象に追加した業種（告示）
永久磁石	永久磁石・同素材の製造業
工作機械・産業用ロボット	工作機械・産業用ロボット及び同部品の製造業 など
半導体素子及び集積回路	半導体部素材・同製造装置の製造業 など
蓄電池	蓄電池、同部素材及び同製造装置の製造業
金属鉱産物	第1次・第2次の製錬・精製業
航空機の部品	（既定業種で指定済）
クラウドプログラム	（既定業種で指定済）
液化天然ガス	（既定業種で指定済）

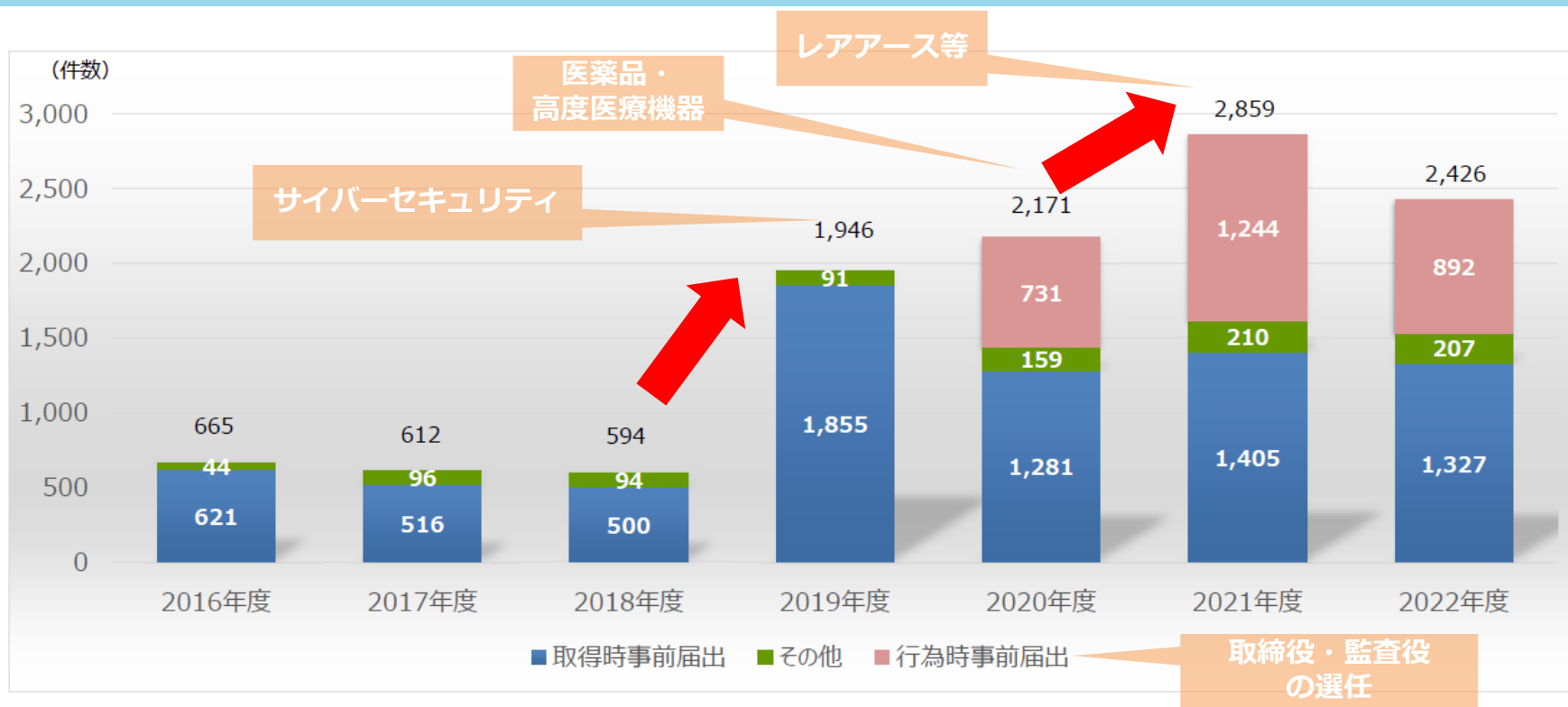
※1：他省庁関連では、船舶部品の製造業（国交省）、肥料の輸入業（農水省）も「特定重要物資」の関連業種として追加。

※2：既存の航空機製造業に、ドローン（無人航空機）製造業が含まれることを明確化。

- (1) 対内直接投資管理制度の必要性
- (2) 対内直接投資管理制度の概要
- (3) 対内直接投資の審査及びリスクへの対処
- (4) 今後の対応の方向性
- (5) 事前届出制度に係る動向**

事前届出件数の推移

- **2020年5月の外為法改正で、株式取得に係る閾値の引き下げ（10%→1%）とともに、役員就任及び指定業種の事業譲渡・廃止等を対象としたことで、事前届出の対象範囲が拡大。**
- 2022年は役員選任等の届出が顕著に減少したが、2023年4月に**特定重要物資関連の業種が追加**され、今後増加することが予想される。



経済産業省所管業種別の事前届出数の推移

- 2022年度の経産省の所管業種に係る届出は**2,146件（全体の約9割）**。2019年8月のサイバーセキュリティ関係業種の追加で件数が大きく伸長。2022年度は減少となったが今般の業種見直しにより、さらに多様な業種において件数増加の可能性あり。

※単位：年度/件

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
武器、人工衛星、航空機、原子炉製造業等	24	79	95	84	73	94	122
リスト規制該当貨物・技術製造業等	118	99	145	172	180	278	204
電気・ガス・熱供給事業	405	349	270	243	339	395	288
石油・皮革製造業	28	30	22	56	11	55	20
サイバーセキュリティ関係（※）				1,299	1,424	1,662	1,460
医薬品・医療機器					39	36	52
重要鉱物資源関係						0	0
経産省計	575	557	532	1,854	2,066	2,520	2,146

（※）内訳：機器・部品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、サイバーセキュリティ関連、インフラセキュリティ関連、個人情報関連

参 考

対内直接投資制度の改正①

	改正内容
1950（昭和25）	「外資に関する法律」（外資法）を制定し、 <u>対内直接投資に関する認可制度を導入</u> 。
1967（昭和42～48）	昭和39年のOECD加盟後、段階的に規制を自由化（ <u>運用上、自由化業種を漸増</u> ）。
1979（昭和54）	外資法を廃止し、「外国為替及び外国貿易管理法」に統合。 対内直接投資に関して <u>認可制度（原則禁止）から事前届出制度（原則自由）に移行</u> 。
1985（昭和60）	運用上「即日処理制度」を導入し、 <u>一部規制業種を除き、届出日から投資可能</u> に。
1991（平成3）	<u>事前届出制度から事後報告制度に移行</u> 。 <u>国の安全等に係る業種や例外業種（農林水産、皮革、石油、鉱業）のみ事前届出を義務付け</u> 。
1998（平成10）	届出業種の見直しにより、鉱業を事後報告業種に移行。（外国為替業務の完全自由化により、法律名から「管理」が削除され、現在の法律名になった。）
2007（平成19）	① 投資や買収を通じた我が国安全保障上重要な技術の流出を防ぐため、事前届出業種の範囲を見直し（国の安全に係る業種として「 <u>軍事転用の蓋然性が高い汎用品の製造業</u> 」を追加）。 ② 外国人保有議決権比率が50%以上の国内上場企業のうち、特定の投資家に10%以上株式を保有されていないものを外国投資家から除外、長期貸付や私募債の取得について企業の負債総額の50%を越える貸付等に限定するなどの <u>規制対象取引を限定化</u> 。
2009（平成21）	外国投資家等の事務負担軽減のため、 <u>投資顧問業者を通じた対内直接投資等の届出・報告手続の見直し、届出可能期間の延長、審査期間の短縮、実行報告・事後報告の簡素化</u> を実施。
2017（平成29）	① <u>外国投資家が他の外国投資家から非上場株式を取得（特定取得）するもののうち、国の安全を損なうおそれ大きいかな否かの基準で審査が必要なものを追加</u> 。 ② 無届けで対内直接投資等を行った外国投資家等に対し、 <u>国の安全を損なうおそれがある場合には、株式の売却命令等の必要な措置命令</u> を行うことができる制度を創設。

対内直接投資制度の改正②

	改正内容
2019（令和元年）	我が国の安全保障に重大な影響を及ぼす事態を適切に防止する観点から、 <u>サイバー関連業種に対する対内直接投資を、新たに規制対象化</u> 。（8月1日施行）
2020（令和2年）	✓ 日本経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していくことを目的とし、事前届出免除制度を導入し、事前届出の対象を見直す等の改正。（2020年5月8日施行） ①事前届出の対象の見直し(<u>上場会社の取得時事前届出の閾値を10%から1%に引き下げたほか、役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止について、行為時事前届出を導入</u>)。 ②<u>事前届出免除制度の導入</u> ✓ 今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延を踏まえ、国民の命・健康に関わる重要な医療産業の国内製造基盤を維持し、我が国の安全保障、人の生命又は健康に重大な影響が及ぶ事態を適切に防止する観点から、<u>感染症に対する医薬品に係る製造業及び高度管理医療機器に係る製造業を対内直接投資等のコア業種に追加</u>。（2020年6月15日施行）
2021（令和3年）	重要鉱物資源の安定供給を確保し、サプライチェーンの脆弱性の克服等を図ること等の観点から、 <u>レアアース等の重要鉱物資源34鉱種に係る業種</u> 及び特定離島港湾施設等の整備等を行う建設業等を <u>対内直接投資等のコア業種に追加</u> 。（2021年10月5日施行）
2023（令和5年）	経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受けて、 <u>サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処</u> 等の観点から、 <u>特定重要物資に関係する業種等をコア業種に追加</u> 。

事前届出制度（定義）

①外国投資家

- ・ 非居住者である個人
- ・ 外国法令に基づいて設立された法人や外国に主たる事務所を有する法人等（外国法人等）
- ・ 非居住者である個人又は外国法人等により直接又は間接に保有される議決権が50%以上の会社
- ・ 非居住者である個人が役員の過半数を占める本邦の法人
- ・ 投資事業有限責任組合（任意組合、外国の相当の組合を含む。）で、外国法人等が出資の50%以上又は業務執行組合員の過半数を占めるもの

②日本の会社が営む一定の事業

- ・ 武器・航空機・宇宙開発・原子力関連の製造業、及び、これらの業種に係る修理業、ソフトウェア業
- ・ 輸出管理レジームの対象リストの汎用品の製造業、それらの設計・製造技術を保有する一定の業種
- ・ 医薬製造業、高度管理医療機器製造業、情報処理サービス業、ソフトウェア業、電気業 等

※国内の子会社等が営む場合を含む。

③直接投資等一定の行為

- ・ 国内の上場企業の株式の取得で、出資比率が1%以上となるもの。
- ・ 国内の非上場会社の株式または持分の取得
- ・ 国内の上場企業の議決権の取得で、議決権比率が1%以上となるもの。
- ・ 実質的な事業目的の変更（定款変更）、外国投資家の密接関係者の役員への就任、事業譲渡等の提案に係る同意の議決権行使
- ・ 支店の設置
- ・ 国内法人に対する1年を超える金銭の貸付け（一定の条件に当てはまる場合）。
- ・ 外国投資家が株式を取得した後で、他の外国投資家から、議決権の共同行使の同意を取得する場合（10%以上となるもの）等

事前届出制度（対象業種）

- 国の安全を損なう事態等を生ずるおそれがある対内直接投資等に係る業種として、告示で範囲を指定。当該業種の事業を営む日本の会社（国内子会社等が営む場合を含む）に対する対内直接投資等が、事前届出の対象。

● 業種告示（別表第1）

武器に関する貨物（①）の製造業
航空機に関する貨物（②）の製造業
宇宙開発に関する貨物（③）の製造業
原子力に関する貨物（④）の製造業
①～④の貨物の機械修理業
①～④の貨物に関するソフトウェア業
核原料物質に係る金属鉱業
軍事転用可能な汎用貨物（輸出貿易管理令別表第一（次頁「輸出規制の貨物リスト」参照）に掲げる貨物（リスト規制貨物）。例えば、工作機械、炭素繊維、パワー半導体、化学製剤・細菌製剤の原料（化学物質、ウイルス、細菌、毒素）、伝送通信装置など）、の製造業
軍事転用可能な技術（外国為替令別表に掲げる技術（リスト規制技術）。例えば、工作機械、化学製剤・細菌製剤の原料、伝送通信装置などの設計・製造の技術）を保有する、製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、機械設計業、商品・非破壊検査業、その他の技術サービス業
【医薬品・医療機器に関連する業種】 感染症に対する医薬品（医薬品中間物を含む。※1 生物学的製剤も含まれる。）、高度管理医療機器（附属品・部分品を含む）製造業
レアアース等の重要鉱物資源の安定供給に関連する業種（金属鉱業等）
【特定重要物資に係る業種等※2】 永久磁石の素材、半導体部素材、リチウムイオン電の部分品、素材又は装置

● 業種告示（別表第2）

電気業、ガス業、熱供給業
水道業
通信事業、放送事業
生物学的製剤製造業
農林水産業
石油業
皮革・皮革製品製造業
【サイバーセキュリティに関する業種】 集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業、光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電子回路実装基板製造業、有線通信機械器具製造業、携帯電話機・PHS電話機製造業、無線通信機械器具製造業、電子計算機製造業、パーソナルコンピュータ製造業、外部記憶装置製造業、情報処理サービス業※、ソフトウェア業※等
【特定重要物資に係る業種等※2】 永久磁石、工作機械・産業用ロボット、半導体素子及び集積回路、蓄電池並びに金属3Dプリンタの製造業

※1 コア業種に該当せず、かつ、別表第3事業に付随するもの等を除く。

※2 特定重要物資に係る業種等として、2023年4月に追加された業種。

輸出規制の貨物リスト① (第1～5項)

2021年1月27日施行版

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
		(13)	2 測定装置	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等
(1)	銃砲・銃砲弾等	(14)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(2)	爆発物・発射装置等	(15)	アイソスタチックプレス等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アビオニクス装置等
(3)	火薬類・軍用燃料	(16)	ロボット等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(17)	振動試験装置等	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(5)	指向性エネルギー兵器等	(18)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(6)	運動エネルギー兵器等	(19)	ベリリウム	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(20)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(8)	軍用船舶等	(21)	ほう素10	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(9)	軍用航空機等	(22)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(2)	と同等の毒性の物質・原料	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(23)	るつぼ	(3)	化学製剤用製造機械装置等	(24の2)	・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(24)	ハフニウム	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等		ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(25)	リチウム	3の2 生物兵器		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(26)	タングステン	(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レーダー
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(27)	ジルコニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(28)	ふっ素製造用電解槽	4 ミサイル		(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(29)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1)	ロケット・製造装置等	(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(30)	遠心力式鈞合試験機	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(31)	フィラメントワインディング装置等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(32)	レーザー発振器	(3)	推進装置等	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
		(33)	質量分析計・イオン源	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	金属性磁性材料
(1)	核燃料物質・核原料物質	(34)	圧力計・ベローズ弁	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(35)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(8)	超電導材料
(3)	重水素・重水素化合物	(35の2)	真空ポンプ	(6)	推進薬・原料	(9)	(削除)
(4)	人造黒鉛	(36)	スクロール型圧縮機等	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	潤滑剤
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(37)	直流電源装置	(8)	粉粒体用混合機等	(11)	振動防止用液体
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(38)	電子加速器・エックス線装置	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(12)	冷媒用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(39)	衝撃試験機	(10)	複合材料製造装置等	(13)	セラミック粉末
(8)	周波数変換器等	(40)	高速度撮影が可能なカメラ等	(11)	ノズル	(14)	セラミック複合材料
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(41)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ポリジメチルシロキサン・ポリシラン他
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(42)	核兵器起爆（試験）用貨物	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(16)	ビスマレイト・芳香族ポリイミド他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(43)	光電子増倍管	(14)	複合材用の炉・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等
(11)	しごきスピニング加工機等	(44)	中性子発生装置			(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等
			遠隔操作のマニピュレーター			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲアニジン他

*【改正】は2021年1月27日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

輸出規制の貨物リスト② (第6～15項)

2021年1月27日施行

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	版 項目
6 材料加工		(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械	(23)	多結晶の基板	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	8 電子計算機		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	9 通信		(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞りスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(4)	〈削除〉	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	11 航法装置		(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコップ等	(8)	削除
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの	設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(6)	設計・製造装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品	(7)	暗号装置等	(5)	水中ソナー航法装置等	15 機微品目	
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	12 海洋関連		(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(9)	〈削除〉	(1)	潜水艇	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(8の4)	光変調器	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(9)	サンプリングオシロスコープ	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(10)	アナログデジタル変換器	10 センサー等		(4)	水中用の照明装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(11)	デジタル方式の記録装置	(1)	水中探知装置等	(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等
(12)	信号発生器	(2)	光検出器・冷却器等	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(13)	周波数分析器	(3)	センサー用の光ファイバー	(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(14)	ネットワークアナライザー	(4)	電子式のカメラ等	(8)	浮力材	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	(5)	反射鏡	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(6)	宇宙用光学部品等	(10)	妨害用水中音響装置	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、	
(16)	半導体製造装置等	13 推進装置				(10)	複合サイクルエンジン等
(17)	マスク・レチクル等						
(17の2)	マスク製造基材						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

* **【改正】**は2021年1月27日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

経済安全保障推進法（2022年5月11日成立、5月18日公布）

（※）8月1日、この法律の総則部分のほか、下記の4つの制度のうち、（1）及び（3）に係る部分が施行され、また、法律に基づく事務を担当する組織として、内閣府に経済安全保障推進室が設置された。

（1）重要物資の安定的な供給の確保（サプライチェーンの強靱化）

国民の生存、国民生活・経済に大きな影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。

特定重要物資の指定

事業者の計画認定・支援措置

政府による備蓄等の措置

（2）基幹インフラの安全性・信頼性の確保

外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

事前届出・審査

勧告・命令

対象事業等を法律で規定

（3）先端的な重要技術の開発支援（官民協力）

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

国による支援

官民パートナーシップ（協議会）

調査研究業務の委託（シンクタンク）

（4）特許出願の非公開

安全保障上機微な発明の特許出願について、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組み、外国出願制限等を措置。

技術分野等によるスクリーニング

保全審査

保全指定

外国出願制限

補償

中国政府が公表する外商投資奨励産業目録

- 中国国家発展改革委員会及び商務部は、外資の投資を積極的に呼び込むことで国内の発展を促す産業リストとして1995年に初めて「外商投資奨励産業目録」を公表。政府から設備輸入の関税免除や土地の優先的な供給等の優遇措置が受けられる。
- 近年は定期的に改定されており、現在、製造業やサービス業等で計1,474項目が掲載。リストの改定動向において、国内産業強化を目指す分野（追加）や技術獲得が完了したと思われる分野（削除）の動向を知る手掛かりとなる。

■ 改定動向

リストは年々増加しており、2017年版は987、2019年版は1,108、2020年版は1,235、2022年版は1,474と右肩上がりで増加し、中国政府が積極的に外資誘致を進めていることが見受けられる。

■ これまでの改定内容

○追加された（国内産業強化を目指す）分野

22年版では、製造業を外資企業の投資の重点として、産業チェーンやサプライチェーンの向上のため、以下を追加。

最終製品：グロー放電式の質量分析計、透過式の電子顕微鏡、工業用水節水関連設備、人工皮膚 等

部品：自動運転関連のコア部品、高性能軽金属、トンネル掘削機用ベアリング 等

原材料：高性能塗料、有機高分子材料 等

○削除された（技術獲得が完了したと思われる）分野

22年版では、フッ化水素、リチウムイオン電池セパレータ、産業用ロボット等を削除。

17年版では、同年に中国において高速列車「復興号」が運行開始されたことで、高速列車を削除したと思われる。

対内直接制度に係る届出書等の提出先、問合せ先等

- 外為法に基づく対内直接投資等に係る届出等については、日本銀行で受付事務などを実施。日本銀行のＨＰにて、届出書様式および記入の手引等に加え、よく寄せられる質問と回答なども掲載。
 - ・「届出書様式および記入の手引等」；
<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-down.htm/>
 - ・「外為法の報告書についてよく寄せられる質問と回答：「対内直接投資に関する報告書・届出書」関係」；
http://www.boj.or.jp/about/services/tame/faq/t_naito.htm/
 - 法令の解釈や業種等に関するお問合せは、上記のよく寄せられる質問と回答の資料中に、各事業所管省庁の連絡先一覧あり。
-
- 経済産業省における対内直接投資等に係る問合せ先
貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理政策課国際投資管理室
03-3501-1511（代） 03-3501-1774（直）